

一般廃棄物処理業者に対する行政処分について

令和6年7月3日付けで、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第7条の4第1項第2号により、下記のとおり行政処分を行いましたのでお知らせします。

記

- 1 被処分者
住所：香川県高松市田村町887番地
名称：株式会社西村組
代表取締役 西村 正照
- 2 許可の内容
一般廃棄物収集運搬業
許可年月日：令和4年6月17日
許可番号：高松市許可第111号
一般廃棄物の種類：事業系一般廃棄物（生ごみ及びし尿を除く。）
区域：高松市内
- 3 処分の内容
一般廃棄物収集運搬業の許可の取消し
- 4 処分の年月日
令和6年7月3日
- 5 処分の理由
法第7条第5項第4号ヌに該当するため。
(役員が、令和6年5月22日、高松地方裁判所丸亀支部において、道路交通法違反により、懲役8月、執行猶予3年の刑が確定したため。)